

平成28年度文部科学省調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成28年9月30日)

平成28年11月18日
文部科学省

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A	3. 共通的な取組 (1) 一者応札・応募の改善 平成26年度における一者応札・応募案件は377件あり、競争性のある契約のうち約13%を占めていることから、以下の取組を実施することとする。 ① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」に基づき、競争性を向上させる取組を実施する。		競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には「一者応札・応募の改善チェックリスト」を必ず活用するとともに、結果として一者応札等となった場合にはアンケート又はヒアリング調査を実施し、競争性の確保に努めるようルール化した。 また、「一者応札・応募の改善チェックリスト」は内部監査組織において事前確認を受けることとした。	A	-	競争入札及び企画競争を実施する案件について、調達担当局課において公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実等、改善方策等に基づいた適切な調達手続きがとられるよう徹底された。	競争入札及び企画競争を実施する案件について、前回の同種事業において一者応札又は一者応募となった事業は、公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実を図るなど、改善に向けた取組を実施したところであるが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 また、一者応札・応募となった案件については、「調達改善の取組の強化について」(平成27年1月26日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。
A	② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用するものとする。	○	一者応札・応募になった案件について、その改善に向けて応札者以外の者(入札説明会に参加した者等)に対しアンケート調査又はヒアリングを実施するようルール化した。	A	-	一者応札・応募になった案件について、アンケート調査又はヒアリングを実施することで、一者応札となった要因を分析・把握し、次回以降の調達の改善に繋げることが可能となった。	-	引き続き実施。
A	③ 上記②の結果を踏まえて、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」を随時見直すものとする。	○	今年度実施したアンケート調査の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。	-	-	-	-	今年度実施したアンケート調査の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
B	④ 特に公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等を中心に、個別案件毎に以下のプロセスにおいて、点検・見直し及び検証を行う。(※検証の観点とは、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」参照) (検証のプロセス) (a) 調達担当局課による点検・見直し (b) (a)の点検・見直し結果について、契約監視委員会等による事後検証		公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、個別案件毎に改善方策を策定するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において改善方策の検証を行った。	A	-	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、個別案件毎に改善方策を策定し、外部有識者で構成する契約監視委員会等において改善方策の検証を行うことにより、契約の公平性、透明性及び競争性の確保が図られた。	公益法人が2年連続して一者応札・応募となった案件については、個別案件ごとに改善方策を策定し、外部有識者で構成する契約監視委員会等において改善方策の検証を行ったところであるが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 また、一者応札・応募となった案件については、「調達改善の取組の強化について」(平成27年1月26日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。
B	⑤ 上記個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。		個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表を行う予定。	A	-	個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表することにより、契約の透明性の確保が図られる。	-	個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表を行う予定。
A+	⑥ 特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。※ 詳細は下記4.(1)を参照		下記4.(1)を参照					
A+	⑦ 調達先が特定されている一部の調達案件については、価格交渉及び仕様書の見直しをするものとする。※ 詳細は下記4.(2)を参照		下記4.(2)を参照					
A	(2) 電力調達の改善 電力の調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。	○	電力の調達コスト削減や温室効果ガス排出削減に向けて、裾切り方式による一般競争入札を5件実施した。	A	20	裾切り方式による一般競争入札を実施し、競争性の向上が図られた。 また、一般競争入札に移行した年度の前年度と比較可能なものについては、約20万円(15.1%)の削減効果があった案件があった一方で、約23.4万円(24.9%)増加した案件があった。	-	引き続き実施。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年 度に開始し た取組	実施した取組内容	目標の進 捗状況 (※2)	取組による		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					削減額 (万円)	取組の効果		
A+	4. 重点的な取組 (1) 随意契約事前確認公募 複数年度に亘り一者応札(応募)となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。		「随意契約事前確認公募」の実施に向けて、手続の具体的なルールを策定し、各部署等に周知した。 今後、複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達案件のうち、特殊な技術等が必要と認められる案件について、「随意契約事前確認公募」の手続きに移行する。	A	-	「随意契約事前確認公募」の実施に向けて、手続の具体的なルールを策定し、各部署等に周知することで、より適切な調達手続きがとられるよう徹底された。	「随意契約事前確認公募」は、万が一複数者の応募があった際には改めて競争入札又は企画競争を行うこととなり、その際には当初の予定以上の日数を要することとなるため、「随意契約事前確認公募」の手続きに移行することが可能かどうかは慎重に検討する必要がある。	引き続き実施。 今後、複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達案件のうち、特殊な技術等が必要と認められる案件について、「随意契約事前確認公募」の手続きに移行する。
A+	(2) 価格交渉 上記(1)により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件を対象に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう努め、調達コスト削減に努める。 なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行うものとする。		価格交渉の実施に向けて、具体的な実施方法を策定し、各部署等に周知した。 また、実際に8件の随意契約について価格交渉を実施するとともに、当該事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行った。	A	923.4	8件の随意契約について価格交渉を実施し、約923.4万円(23.4%)の削減効果があった。 また、当該事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行うことで、調達を実施する職員のスキルアップや、適切な仕様及び価格に対する意識の醸成に寄与した。	-	引き続き実施。
A+	(3) 企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査 企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施するとともに、ホームページにおいて、同マニュアル等を公表することにより、より一層の公平性・透明性の確保に努めるものとする。	○	企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施した。 また、ホームページにおいて、企画競争及び総合評価落札方式の審査に係る公平性、透明性の確保の取扱いについて公表した。	A	-	ホームページにおいて、企画競争及び総合評価落札方式の審査に係る公平性、透明性の確保の取扱いについて公表することで一層の公平性、透明性が図られた。	-	引き続き実施。
A+	(4) 教育、研究開発等の委託契約の見直し ① 事前審査の実施 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業(35事業)に含まれる委託契約について、引き続き審査委員会等により事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。なお、審査内容については、契約監視委員会等に報告し、情報共有を図るものとする。	○	年度開始前に、文部科学省の施策目標毎に重要性や予算規模を踏まえ抽出した主要な事業に含まれる委託契約を対象として選定し、当該契約を所管する各局課において、それぞれ外部有識者で構成する審査委員会を設置し、契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の観点から事前審査を実施した。 また、審査内容について、契約監視委員会に報告し情報共有を図った。	A	-	外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行った結果、仕様内容、公告期間等が適正であることが確認されたことにより、委託契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。 また、審査内容について契約監視委員会に報告し情報共有を図ることで、審査が適切に行われていることが確認できた。	-	引き続き実施。
B	② 公募情報の発信強化 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	○	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表した。	A	-	教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表することにより、契約の公平性、透明性、競争性の向上が図られた。	-	引き続き実施。
B	(5) 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定め、調達改善の取組をより一層推進するものとする。 [共同調達・一括調達] 共同調達・一括調達を実施する案件のうち、事務用消耗品等の品目数を拡大して実施する。							
	・目標実施数 14類型のうち調達需要があった案件		共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった10類型を対象に、金融庁及び会計検査院と連携して調達を実施した。	A	-	共同調達・一括調達を実施したことにより、事務手続きの効率化が図られ、調達事務担当係の業務負担の軽減が図られた。	共同調達・一括調達の各種契約における契約担当機関に偏りが有ることから、今後見直しを図るべく調整を行う必要がある。	共同調達・一括調達関係機関の調達担当者を構成員とする検討会(11月開催予定)において、共同調達の分担について調整する予定である。 また、共同調達・一括調達の実施に当たっては、費用対効果を検証しつつ取り組むものとする。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額	削減額			
	・削減目標金額 比較可能な物品等を対象に、共同調達・一括調達開始の前年度と比較して約1割程度の削減を目指す。	同上		A	920.5		共同調達・一括調達においては、共同調達開始の前年度等と比較可能なものについて、約920.5万円(9.6%)の削減効果があった。	共同調達・一括調達について、比較可能なものは一定の効果があったと認められるが、仕様の変更等により単純に比較できないものがあった。 また、各種契約の中には、定価の値上がりなどの理由により契約単価が上昇しているものがあった。	
	・競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行うことを目的に、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、調達の改善を推進する。		平成28年11月に、29年度に共同調達・一括調達を行うものについて、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を開催し、競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行い、調達の改善を推進するものとする。						平成28年11月に、29年度に共同調達・一括調達を行うものについて、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を開催し、競争性や経済性を高めるため仕様の見直し等を行い、調達の改善を推進するものとする。
	[競り下げ] ・競り下げについては、削減効果が見込まれる事務用什器等を対象に実施する。								
	・目標実施数 4類型のうち調達需要があった案件		競り下げについては、当初から計画していた4類型のうち、競り下げ可能な調達需要があった2類型・3件の調達を実施した。	A	-	-			
	・削減目標金額 競り下げ開始価格と比較して約1割程度の削減を目指す。	同上		B	17		競り下げについては、競り下げ開始価格と比較して約17万円(4.9%)の削減効果があった。	競り下げ可能な調達需要が少ないこと。 また、目標に対し、競り下げの削減効果が小さいほか、事務手続に時間を要すること、競り下げ不成立の場合でも手数料が発生すること等を踏まえ費用対効果の面で検討が必要。	
	(※共同調達・競り下げの実施した取組内容等の詳細は、下記①～④を参照。)								
	【共同調達・競り下げ】 ①事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど)		8月及び9月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。		7.3		競り下げ開始合計価格約206万円から最終合計価格は約198万円となり、約7.3万円(3.6%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。		引き続き実施。
	【共同調達・競り下げ】 ②事務用機器(強カバンチ、テブラ、電動消しゴムなど)		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。		9.6		競り下げ開始価格約138万円から最終価格は約129万円となり、約9.6万円(7.0%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。		引き続き実施。
	【共同調達・競り下げ】 ③OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど)		調達数量が少なかったことから、競り下げによる調達は未実施。 なお、上記需要があった調達は、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達にて実施した。		-	-			費用対効果に鑑み、競り下げ可能な調達需要があった場合に実施。
	【共同調達・競り下げ】 ④家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど)		調達数量が少なかったことから、競り下げによる調達は未実施。 なお、上記需要があった調達は、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達にて実施した。		-	-			費用対効果に鑑み、競り下げ可能な調達需要があった場合に実施。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組の効果		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額 (万円)			
	【共同調達】 ⑤事務用消耗品等(フラットファイルなど298品目)		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。平成27年度と比較し、品目数を5品目拡大した。		—	共同調達開始の前年度(平成20年度)と仕様等が異なるため、比較することができない。 なお、平成27年度及び平成28年度において、共同調達を行ったもののうち比較可能な同等製品で比較したところ、定価の値上がりなどの理由により約103万円(3.7%)増加している。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まっているなか、定価の値上がり等の理由により前年度に比して価格が増加したと考えられる。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑥コピー用紙(A3など4品目)		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		623.9	共同調達開始の前年度(平成22年度)と比較して約623.9万円(14.9%)の削減効果があった。	—	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑦ガソリン(バイオガソリンなど2品目)配送		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		10.6	共同調達開始の前年度(平成21年度)と比較して約10.6万円(1.0%)の削減効果があった。	今年度当初においては、ガソリンの市場価格が下降傾向にあったため、平成21年度と比して削減効果が認められた。 しかしながら、再びガソリン市場価格が上昇傾向になったため今後の状況を注視していく。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑧速記		平成28年3月に金融庁との共同調達を実施。		—	共同調達開始の前年度(平成22年度)と比較したところ、同額であった。	共同調達開始以前においても複数者による競争により、安価な価格で契約していることから、削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑨複写機用消耗品(リコー機器用 57品目)		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		—	共同調達開始の前年度(23年度)は、現在と複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様が異なるため比較できない。 なお、平成27年度及び平成28年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑩複写機用消耗品(ゼロックス機器用 18品目)		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		—	共同調達開始の前年度(23年度)は、現在と複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様が異なるため比較できない。 なお、平成27年度及び平成28年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑪複写機用消耗品(キヤノン機器用 12品目)		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		—	共同調達開始の前年度(23年度)は、現在と複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様が異なるため比較できない。 なお、平成27年度及び平成28年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑫クリーニング		平成28年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		0.7	共同調達開始の前年度(平成25年度)と比較して約0.7万円(2.2%)の削減効果があった。	—	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑬テープ起こし		平成28年3月に文部科学省関係機関との一括調達を実施。		47.7	共同調達開始の前年度(平成22年度)と比較して約47.7万円(14.8%)の削減効果があった。 なお、平成27年度までは金融庁との共同調達を実施していたが、金融庁において需要がなかったため、文部科学省関係機関との一括調達となった。	—	上半期において、年度分の共同調達を実施済。
	【共同調達】 ⑭図書(政官要覧など4品目)		平成28年7月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。		248.1	共同調達開始の前年度(平成25年度)と比較して約248.1万円(18.9%)の削減効果があった。	—	上半期において、年度分の共同調達を実施済。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
B	5. 継続的な取組 (1) 随意契約の見直し ① 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうか、事前検証を行い、契約監視委員会等において事後検証を行った。		競争性のない随意契約については、内部監査組織において、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうか、事前検証を行い、契約監視委員会等において事後検証を行った。	A	-	-	競争性のない随意契約については、内部監査組織による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われ、今後も真にやむを得ないものに限定された。	競争性のない随意契約については、これまで内部監査組織等による事前検証等を行ってきたところであるが、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われ、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。	引き続き実施。 なお、競争性のない随意契約を行う案件については、「公共調達の適正化」(平成18年8月25日財務大臣通知)等を踏まえ、引き続きその見直しに努める。
B	② 上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。	○	競争性のない随意契約について個別案件毎のリストを作成し、四半期ごとに結果を公表した。	A	-	-	競争性のない随意契約について個別案件毎に随意契約によることとした理由等を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	-	引き続き実施。
A+	③ 調達先が特定されている一部の調達案件については、価格交渉及び仕様書の見直しをするものとする。※詳細は上記4.(2)を参照		上記4.(2)を参照。						
A+	(2) インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。		インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を6件実施することにより手続きの効率化を図った。	A	-	-	インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を6件実施したことにより手続きの効率化が図られた。	-	引き続き実施。
A+	(3) 委託事業で取得した物品に係る事務手続きの効率化 委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続き(所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等)についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。		委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きに係るアウトソーシングについて、平成28年度も引き続き実施した。 具体的には、委託先(貸付先)から提出される無償貸付申請書類の受付、確認、承認等の一連の事務手続や委託先(貸付先)からの電話対応業務をアウトソーシングした。	A	-	-	委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きをアウトソーシングしたことにより、一連の所有権移転手続、無償貸付申請に係る事務手続等の早期化、物品管理担当係の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。	-	引き続き実施。
B	6. その他の取組 ① ネットオークションの活用 ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。		売払い可能な不要物品が発生しなかったため未実施。	-	-	-	-	-	引き続き実施。
B	② 水道料金・ETC料金支払の効率化 一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。		文部科学省資料保管所(白山)の水道料金及び公用車におけるETCカードでの高速料金について、クレジットカードによる支払を実施。	A	-	-	水道料金及び高速料金の支払事務の効率化が図られた。	-	引き続き実施。
B	③ 出張旅費の効率化 SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)による旅費業務の効率化を推進する。 引き続き旅費のアウトソーサーによるチケット等手配業務を活用して割引航空券や出張バック商品等の利用を促進する。		SEABISの利用について、職員の利便性が更に向上するよう、省内マニュアルを随時改訂し周知するとともに、事務処理において不備が多い点を整理し省内に周知するなどした。 チケット等手配業務のアウトソーシングを引き続き実施し、旅行代理店の知識・経験を活かして、職員の割引航空券や出張バック商品等の利用促進を図った。	A	-	-	省内マニュアルの改訂・周知により、職員の利便性が向上し、旅費業務の効率化が図られた。 チケット等手配業務のアウトソーシングにより、職員が自ら商品の検索等を行うことなく、割引等適切なチケットを利用でき、職員の業務効率化にも繋がっている。	SEABISに関しては、省内職員から操作性等への改善要望が寄せられており、引き続きシステム開発省庁へ改修に向けて働きかける必要がある。 チケット等手配業務が更に職員にとって利用されやすいよう、利便性や職員の旅費削減への意識を高める必要がある。	随時見直しを図りながら、引き続き実施する。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年 度に開始し た取組	実施した取組内容	目標の進 捗状況 (※2)	取組による		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					削減額 (万円)	取組の効果		
A+	④総合評価落札方式・企画競争 評価項目、評価基準等の客観性及び妥当性の検証を行う。 総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルの更なる充実を図る。 市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用を努める。		内部監査組織において、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき、評価基準、配分方法等の客観性及び妥当性について事前審査を実施するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後検証を実施した。 また、ホームページにおいて、企画競争及び総合評価落札方式の審査に係る公平性、透明性の確保の取扱いについて公表した。	A	-	内部監査組織による事前監査の実施とともに、外部有識者による事後検証を実施することで、評価の客観性及び妥当性、契約の競争性、適正性の確保が図られた。 ホームページにおいて、企画競争及び総合評価落札方式の審査に係る公平性、透明性の確保の取扱いについて公表することで一層の公平性、透明性が図られた。	-	引き続き実施。
B	⑤国庫債務負担行為の活用 調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用を努める。		本省の電子計算機等借料等の調達契約について、国庫債務負担行為による複数年契約を締結した。 また、平成29年度概算要求で本省の情報処理業務庁費等について国庫債務負担行為として要求した。	A	-	国庫債務負担行為を活用して、複数年契約を締結することにより、調達事務の効率化が図られた。 また、平成29年度概算要求においても、複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の更なる活用を図った。	-	引き続き実施。
A	⑥調達情報の提供・開示 新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。 契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。		平成28年度前期及び後期の調達予定情報について、文部科学省ホームページで公表した。 また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載した。 財務大臣通知に基づき、契約案件毎に契約情報の公表を行った。	A	-	契約予定情報を公表し、新規参入希望者が入札に参加しやすい環境を整えることで、契約の競争性が向上するとともに、一者応札・応募の改善に寄与した。 また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上が図られた。 契約情報を公表することで、契約の透明性の確保が図られた。	-	引き続き実施。
B	⑦CIO補佐官の助言の活用 情報システムの調達に当たっては、仕様等についてCIO補佐官の助言等の活用を努める。		①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の更新における要件定義について、調達仕様書の作成、評価項目の決定、評価基準書の作成等について助言等を実施。 ②高等学校就学支援金事務システムの調達方式、業務兼定義等について助言等を実施。 ③行政情報システムに関する次期システムの検討について、定例打合せに参加するなどにより助言等を実施。 ④次期行政システム調達仕様書・要件定義書、CMSバージョンアップ仕様書、スポーツ・文化・ワールドフォーラムの仕様書の確認等を実施。	A	-	調達についての支援等が行われることにより、仕様書等の記載内容の明確化、客観性の確保等が図られ適切な調達が実施された。	-	引き続き実施。
A	⑧オープンカウンター方式の導入 少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大臣官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受付ることとし、競争性、公平性の向上に努める。		少額随意契約を行う印刷製本等を対象として、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	-	競争性及び公平性を確保した調達を行った。	-	引き続き実施。
B	⑨コピー用紙の削減 両面印刷、集約印刷等を推進し、コピー用紙の削減に努める。		両面印刷・集約印刷等の促進について省内にメールで周知するとともに、月毎の出力機器の使用状況をとりまとめて各局課に情報提供を行うなど、コピー用紙の削減意識の向上を図った。	A	10	平成28年度上半期のコピー用紙購入量については前年度と比較して952,500枚の増(2%増)となったが、購入金額については、契約単価が前年より下落したため、対前年度比約10万円の削減となっている。	両面印刷・集約印刷等の促進を図っているが、熊本地震の対応等に伴ってコピー用紙の使用量が増加するなど、定量的な取組効果の評価には課題がある。	引き続き実施。
B	⑩定期刊行物等の縮減 定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減に努める。		外国定期刊行物(平成29年刊行)の購入調査時、複数部数購入されている刊行物について購入数量を削減するよう調整を行った。	A	178	購入数量が減少し、前年度の購入実績と比較し約178万円(金額は前年度契約価格に基づく)の削減効果があった。	-	引き続き実施。
B	⑪契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング 各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。		グリーン購入法における調達実績の集計業務についてアウトソーシングを実施した。	A	-	グリーン購入法における調達実績の集計業務をアウトソーシングしたことで、事務の効率化が図られた。	-	引き続き実施。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組の効果		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額 (万円)			
B	⑬予算執行等に係る情報の公表 予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費、タクシー代等の執行状況を適時にホームページで公表する。		「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、平成28年度第1四半期の委託調査費の執行状況を9月にホームページで公表した。(第2四半期以降の委託調査費及びタクシー代等については、10月以降に公表予定。)	A	-	委託調査費の執行状況の公表により、委託契約の予算執行に係る透明性の確保が図られた。	-	引き続き実施。
B	⑭省内の有益情報の共有 月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。		月毎の決算データについて、本省内部部局に毎月、情報提供を行った。(未執行額等については10月以降に情報提供を行う予定。)	A	-	月毎の決算データの情報提供により、予算の効率的な執行の取組が推進された。	-	引き続き実施。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応

(※1)

A+: 効果的な取組

A: 発展的な取組

B: 標準的な取組

(※2)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成28年4月1日～平成28年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【清水幹裕・弁護士】 意見聴取日【平成28年11月10日(木)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○「価格交渉」の今後の対応について	○価格交渉について、平成28年度上半期に8件実施し、調達コスト削減の効果が出ていることは評価できる。公務員はこのような経験が少ないので、引き続き価格交渉の実施、事例の情報共有を行い、価格交渉の方法や実績を蓄積してコスト削減に努められたい。	○価格交渉の方法や実績を蓄積し、より一層の調達コスト削減が図っていくこととする。

外部有識者の氏名・役職【清水幹裕・弁護士】 意見聴取日【平成28年11月10日(木)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○「インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施」の今後の対応について	○インターネット取引(クレジットカード決済)について、平成28年度上半期に電化製品等の調達において活用し、手続きの効率化を図ったことは評価できる。今後は電化製品以外でも活用できるものがないか検討し、より一層の効率化に努められたい。	○インターネット取引(クレジットカード決済)が活用可能な調達を検討し、より一層の効率化を図っていくこととする。